

## 横浜市外部評価の実施回数の緩和の適用に係る事務取扱要領

制定 平成21年9月1日 健事第225号（局長決裁）

改正 令和3年4月1日 健介事第1302号（局長決裁）

### （趣旨）

**第1条** この要領は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第72条第2項及び第97条第7項等に規定する自己評価・外部評価の実施について（平成18年10月17日老計発1017001厚生労働省老健局計画課長通知）の2の（3）の外部評価の実施回数を2年に1回とすること（以下「実施回数の緩和」という。）について、「神奈川県における指定認知症対応型共同生活介護事業者等が実施する外部評価の実施回数の取扱いについて」を踏まえ、指定認知症対応型共同生活介護事業者等（以下「事業者」という。）に対し実施回数の緩和を適用する場合の手続きを定めることにより、外部評価の円滑な実施に資することを目的とする。

### （実施回数の緩和の申請）

**第2条** 事業者は、次項に定める要件をすべて満たす事業所について、実施回数の緩和の適用を受けようとする場合は、市長が定める期日までに、外部評価の実施回数の緩和に係る申請書（第1号様式）に要件を満たすことを証する文書を添えて、市長に申請しなければならない。

2 実施回数の緩和の適用を受けるための要件は、次のとおりとする。

- (1) 実施回数の緩和の適用を受ける年度の前5年間において継続して外部評価を実施していること。（実施回数の緩和の適用を受けたことにより外部評価を実施しなかった年度は、前5年間において継続して実施していることとした要件の適用に当たっては実施したものとみなす。）
- (2) 実施回数の緩和の適用を受ける年度の前年度において実施した外部評価の「神奈川県認知症対応型共同生活介護の外部評価機関選定要綱」（以下「県外部評価機関選定要綱」という。）に規定された「自己評価及び外部評価結果」及び「目標達成計画」を提出していること。
- (3) 実施回数の緩和の適用を受ける年度の前年度において、運営推進会議を6回以上開催していること。
- (4) 前号の運営推進会議において、構成員（オブザーバーも含む）に本市の職員又は地域包括支援センターの職員（以下「本市職員等」という。）が含まれており、かつ実施回数の緩和の適用を受ける年度の前年度において開催された運営推進会議に本市職員等が1回以上出席していること。
- (5) 「県外部評価機関選定要綱」に規定された「自己評価及び外部評価結果」のうち、外部評価項目の2、3、4及び7の実施状況に係る外部評価が適切であること。

### （実施回数の緩和の適用）

**第3条** 市長は、前条第1項の申請書の内容を審査した結果、同条第2項の要件をすべて満たしているものと判断した場合は、当該事業所について実施回数の緩和を適用することができる。

2 市長は、実施回数の緩和を適用した場合は、緩和の適用を受けた事業所名等を本市ウェブサイトに掲載する。

3 前項の規定により本市ウェブサイトに掲載後、当該事業所あてに公開した旨を通知する。

### （適用の取消し）

**第4条** 市長は、実施回数の緩和を適用した事業所について、第2条第2項に規定する要件のうちいずれかの要件を満たさない事実を確認した場合等、実施回数の緩和の適用を取消すべきと判断した場合は、当該実施回数の緩和の適用を取り消すことができる。

#### 附則

この要領は、平成21年9月1日から施行する。

#### 附則

この要領は、平成29年9月12日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

第 1 号様式

年 月 日

外部評価の実施回数の緩和に係る申請書

横 浜 市 長

申請者 住所  
法人名  
法人代表者（役職・氏名）

外部評価の実施回数の緩和の適用を受けたいので、横浜市外部評価の実施回数の緩和の適用に係る事務取扱要領第 2 条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

事業所番号									
フリガナ									
事業所名									
事業所所在地	(〒 - )								
事業所連絡先	電 話					F A X			
サービス種類									

直近の外部評価の訪問調査日	年 月 日
実施回数の緩和を受けようとする年度	年度

添付書類

- 1 外部評価の実施回数の緩和の適用要件が確認できる書類